えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するペンシクロンの量の限度並びに乳に残留するリファキシミンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年四月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のEPNの項を次のように改める。

EPN	
米	0.02ppm
小麦	0.2ppm
かんしょ	0.05ppm
キャベツ	0.1ppm
カリフラワー	0.02ppm
ブロッコリー	0.1ppm
ねぎ	0.1ppm
かぼちや	0.2ppm
すいか	0.02ppm
メロン類果実	0.02ppm
しようが	0.1ppm
魚介類	0.3ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のイミダクロプリドの項の次に次のように加える。

イミダクロプリド	
米	1ppm
小麦	0.05ppm
大麦	0.05ppm
ライ麦	0.05ppm
とうもろこし	0.05ppm
そば	0.05ppm
その他の穀類	0.05ppm
大豆	2.5ppm
小豆類	2.8ppm
えんどう	2.8ppm
そら豆	2.8ppm
らつかせい	0.7ppm
その他の豆類	2.8ppm
ばれいしょ	0.5ppm
さといも類	0.4ppm
かんしょ	0.4ppm
やまいも	0.4ppm
こんにやくいも	0.4ppm
その他のいも類	0.4ppm
てんさい	0.04ppm
さとうきび	0.04ppm
だいこん類の根	0.4ppm
だいこん類の葉	3.5ppm
かぶ類の根	0.4ppm
かぶ類の葉	2.8ppm
西洋わさび	0.4ppm
クレソン	2.5ppm
はくさい	0.5ppm
キャベツ	0.5ppm
芽キャベツ	0.5ppm
ケール	5ppm
こまつな	5ppm
きような	5ppm
チンゲンサイ	0.4ppm
カリフラワー	5ppm
ブロッコリー	5ppm
その他のあぶらな科野菜	0.4ppm
ごぼう	0.4ppm
サルシフィー	1.8ppm
アーティチョーク	2.8ppm
チコリ	5ppm
エンダイブ	2.5ppm
しゅんぎく	2.5ppm
レタス	5ppm
その他のきく科野菜	0.07ppm
たまねぎ	0.7ppm
ねぎ	